

【資料第2】WTO 統合的な自由貿易協定

自由貿易協定は、WTOの基本理念である最恵国待遇の原則の例外となるため、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第24条によって、「実質上のすべての貿易」（substantially all the trade）について、関税や制限的通商規則を「妥当な期間」（within a reasonable length）に廃止する等の一定の要件が課されている。

「実質上のすべての貿易」の具体的内容について国際的に確立した定義はないが、域内の貿易量の概ね90%以上を無税譲許すること、特定セクターを一括除外しないことが必要であると一般的に理解されている。また、「妥当な期間」については、解釈了解により、原則10年以内とされている。

なお、途上国間については、授權条項（enabling clause 1979年GATT決定）に基づき、GATT第24条の厳格な要件は適用されない。

関税及び貿易に関する一般協定（抜粋）

第二十四条 適用地域 国境貿易 関税同盟及び自由貿易地域

5. よって、この協定の規定は、締約国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。ただし、次のことを条件とする。

(b) 自由貿易地域又は自由貿易地域の設定のための中間協定に関しては、各構成地域において維持されている関税その他の通商規則で、その自由貿易地域の設定若しくはその中間協定の締結の時に、当該地域に含まれない締約国又は当該協定の当事国でない締約国の貿易に適用されるものは、自由貿易地域の設定又は中間協定の締結の前にそれらの構成地域に存在していた該当の関税その他の通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであってはならない。

(c) (a)及び(b)に掲げる中間協定は、妥当な期間内に関税同盟を組織し、又は自由貿易地域を設定するための計画及び日程を含むものでなければならない。

8. この協定の適用上、

(b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解（抜粋）

第二十四条 5

3 第二十四条5(c)に規定する「妥当な期間」は、例外的な場合を除くほか、十年を超えるべきでない。中間協定の締約国である加盟国が十年では十分でないとする場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品の貿易に関する理事会に十分な説明を行う。